

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食 事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7：45～8：45 昼食：12：00～13：00 夕食：17：15～18：00

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・利用者の希望により一般浴と機械浴（特殊浴）を選択できます。
- ・寝たきり者が自分で入浴出来なくても**特殊浴槽**を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護認定及び負担割合に応じて異なります。）

<従来型特養多床室> ※下記自己負担額は負担割合1割の方の金額になります。

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
入居者のサービス利用料金	¥5,570	¥6,250	¥6,950	¥7,630	¥8,290
介護保険から給付される金額	¥5,013	¥5,625	¥6,255	¥6,867	¥7,461
サービス利用に係る自己負担金	¥557	¥625	¥695	¥763	¥829
サービス提供体制加算(Ⅰ)	¥12				
夜勤職員配置加算	¥13				
看護体制加算(Ⅰ)	¥4				
看護体制加算(Ⅱ)	¥8				

療養食加算		¥23
若年性認知症利用者受入加算		¥12
看取り介護加算(1)	4日以上30日以下	¥80
看取り介護加算(2)	死亡日以前2日又は3日	¥680
看取り介護加算(3)	死亡日	¥1,280
食事に係る負担額		
被保険第1段階		¥300
被保険第2段階		¥390
被保険第3段階		¥650
被保険第4段階以上		¥1,380
居住に係る自己負担額		
被保険第1段階		¥370
被保険第2段階		¥370
被保険第3段階		¥370
被保険第4段階以上		¥840

☆ 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算＝サービス利用総単位数×8.3%（小数点以下四捨五入）×10円
計算結果の1割分が自己負担になります。

☆ 福祉施設初期加算について…入所日から30日間は30円/日をご負担いただく事になります。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ ご契約者が、6日内の入院又は外泊された場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

1. サービス利用料金	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額（1－2）	246円

☆ その他介護保険の基準に順次ご負担いただく事になります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事・おやつ類（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

○ 利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃り、 ）をご利用いただけます。

○ 利用料金：1回あたり 1,400円

[美容サービス]

希望者は、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます

- 利用料金：1回あたり 実費 円（パーマご利用の場合は別途 実費 円）

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関への届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです
 - ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・保管管理者は、上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを随時確認できるよう又定期的に残高書を交付する。

- 利用料金：1ヶ月あたり 1,800円

④行事、レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- 利用料金：参加費、材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- 利用料金：1枚につき 20円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活費の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

個人の買い物注文等による購入費について、事前に本人又は家族と相談し購入する。

おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約終了後居室明渡しまでの使用について

ご契約者が、契約後終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

〈従来型特養多床室〉

要介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
入居者のサービス利用料金	¥5,570	¥6,250	¥6,950	¥7,630	¥8,290
サービス提供強化加算Ⅱ			¥120		
看護体制加算(Ⅰ)			¥40		
看護体制加算(Ⅱ)			¥80		
夜勤職員配置加算			¥130		
療養食加算			¥230		
若年性認知症利用者受入加算			¥120		

看取り介護加算(1)	4日以上30日以下	¥800
看取り介護加算(2)	死亡日以前2日又は3日	¥6,800
看取り介護加算(3)	死亡日	¥12,800
食事に係る負担額		
被保険第1段階		¥1,380
被保険第2段階		¥1,380
被保険第3段階		¥1,380
被保険第4段階以上		¥1,380
居住に係る自己負担額		
被保険第1段階		¥370
被保険第2段階		¥370
被保険第3段階		¥370
被保険第4段階以上		¥840

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判断された場合 _____円

⑧特別な居室の提供

(当施設では差額分の徴収はありません)

ご契約のご希望により個室等4人部屋以外の居室に入居される場合、居室の種類により以下の差額金をお支払いいただきます。

2人部屋 : 1日あたり _____円

(本サービスを提供できる介護老人福祉施設は、国や自治体の負担や補助金等を受けないで当該居室を設置したものに限られており、現在の特別養護老人ホームでは、ほとんどの施設が差額徴収することはできません。)

☆ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法について

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。又、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日に引落しさせていただきます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

1. 預かり預金通帳から引落し
2. 受付窓口にて現金支払い
3. ご家族様が管理する預金通帳から引落し

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	南部町医療センター
所在地	三戸郡南部町大字下名久井字白山 87-1